

令和 7 年 5 月 14 日
消 防 庁

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（案）等に対する 意見公募の結果及び改正政令等の公布

消防庁は、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（案）の内容については令和 6 年 12 月 12 日から令和 7 年 1 月 15 日までの間、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）等については令和 7 年 3 月 13 日から令和 7 年 4 月 11 日までの間、国民の皆様から広く意見を公募したところ、前者は 8 件、後者は 5 件の意見の提出がありました。この結果を踏まえて、本日、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等を公布しましたのでお知らせします。

1 主な改正内容

以下の事項について措置を行うため、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）、危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和 49 年自治省告示第 99 号）を改正するものです。概要については、別紙 1をご覧ください。

- （１）リチウムイオン蓄電池の取扱い等に係る規制の見直し
- （２）製造所及び屋外タンク貯蔵所の基準に係る見直し
- （３）航空機に給油する場合の危険物の取扱いの技術上の基準の見直し
- （４）指定講習機関が実施する危険物の取扱作業の保安に関する講習の手数料の見直し

2 意見公募の結果

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（案）の内容については令和 6 年 12 月 12 日から令和 7 年 1 月 15 日までの間、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）等については令和 7 年 3 月 13 日から令和 7 年 4 月 11 日までの間、意見を公募したところ、前者は 8 件、後者は 5 件の意見の提出がありました。

提出された意見及び総務省の考え方は、別紙 2のとおりです。

3 改正政令等の公布

消防庁では、意見公募の結果を踏まえて検討し、以下の改正政令等を令和 7 年 5 月 14 日に公布しました。

- ・危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 191 号） 別紙 3
- ・危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（令和 7 年総務省令第 49 号） 別紙 4
- ・危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（令和 7 年総務省告示第 161 号） 別紙 5



（事務連絡先）

消防庁予防課危険物保安室 石野、鈴木

TEL 03-5253-7524（直通）

E-mail: fdma.hoanshitsu_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示
しております。送信の際には「@」に変更してください。

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令について

令和 6 年 12 月
消防庁危険物保安室

「リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制に関する検討会」及び「危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会」の結論を踏まえ、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号。以下「令」という。）を改正する。

1. 改正内容

(1) リチウムイオン蓄電池の取扱い等に係る規制の見直し

① 一般取扱所の位置、構造及び設備の基準に係る特例規定の整備【令第 19 条関係】

危険物を用いた蓄電池を製造し、又は充電し、若しくは放電する作業を専ら行う一般取扱所に係る位置、構造及び設備の技術上の基準について、総務省令で特例を定めることができるようにする。

② 消火設備の基準に係る特例規定の整備【令第 20 条関係】

危険物を用いた蓄電池を製造し、又は充電し、若しくは放電する作業を専ら行う一般取扱所及び危険物を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所に設置しなければならない消火設備の技術上の基準について、総務省令で特例を定めることができるようにする。

③ 危険物の運搬における積載方法の特例規定の整備【令第 29 条関係】

リチウムイオン蓄電池に用いられる電解液のように、危険物が運搬の際に漏れ、あふれ、又は飛散するおそれが少なく、かつ、防火上支障がないものとして総務省令で定める場合は、運搬容器に収納せずに積載することができるようにする。

(2) 製造所及び屋外タンク貯蔵所の基準に関する見直し【令第 9 条及び第 11 条関係】

屋外に設けた液状の危険物を取り扱う設備において、以下 2 点の改正を行う。

① 危険物の流出防止措置を講ずることを前提として、総務省令で定める場合は、適当な傾斜及び貯留設備を設けなくてもよいこととする。

- ② 第4類の危険物を取り扱う設備において、総務省令で定める場合は、貯留設備に油分離装置を設けなくてもよいこととする。

(3) 航空機に給油する場合の危険物の取扱いの技術上の基準の見直し【令第27条関係】

令第27条第6項第1号口の規定により、航空機、船舶、鉄道又は軌道によって運行する車両に給油する際は、当該航空機等の原動機（エンジン）を停止する必要があるところ、航空機に給油する給油取扱所のうち総務省令で定めるものについては、給油の際に原動機を停止しなくてもよいこととする。

(4) 指定講習機関が実施する危険物の取扱作業の保安に関する講習の手数料の見直し【令第40条関係】

令和5年度の地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の改正によって都道府県知事が実施する危険物取扱者の保安に関する講習の標準の手数料が引き上げられたことに伴い、消防法（昭和23年法律第186号）第16条の4第2項に規定する指定講習機関が実施する同講習の手数料も同額とすることとする。

(5) その他、所要の規定の整備

2. 施行期日

公布の日の翌日から施行する。

3. 経過措置

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件について

令和 7 年 3 月
消防庁危険物保安室

危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号。以下「令」という。）の改正等に伴い、危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和 49 年自治省告示第 99 号）を改正する。

1. 改正内容

（1）リチウムイオン蓄電池の取扱い等に係る規制の見直し

① 屋内貯蔵所の位置、構造及び設備の基準に係る特例規定の整備【危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令による改正後の規則（以下「新規則」という。）第 16 条の 2 の 8 等関係】

リチウムイオン蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に係る基準の特例を定める。具体的には、以下の基準に適合するものは、令第 10 条第 1 項に掲げる一部の規定を適用しないこととする。

- ・ 一定の安全基準に適合する蓄電池を貯蔵すること。
- ・ 蓄電池の充電率に応じて延焼拡大防止措置（スプリンクラー又は遮へい板の設置等）を講ずること。
- ・ 屋内貯蔵所の用に供する部分とその他の部分を区画すること。（建築物の一部に屋内貯蔵所を設ける場合に限る。）
- ・ リチウムイオン蓄電池を取り扱う屋内貯蔵所である旨を表示すること。 等

② 一般取扱所の位置、構造及び設備の基準に係る特例規定の整備【新規則第 28 条の 54 及び第 28 条の 59 の 2 等関係】

リチウムイオン蓄電池により貯蔵される危険物を用いた蓄電池を製造し、組み立て、又は充電し、若しくは放電する作業のために危険物を取り扱う一般取扱所に係る基準の特例を定める。具体的には、以下の基準に適合するものは、令第 19 条第 1 項において準用する令第 9 条第 1 項に掲げる一部の規定を適用しないこととする。

- ・ 一定の安全基準に適合する蓄電池を用いること。（組み立て又は充電若しくは放電作業時のみ）

- ・ 蓄電池の充電率に応じて延焼拡大防止措置（スプリンクラー又は遮へい板の設置等）を講ずること。
- ・ 一般取扱所の用に供する部分とその他の部分を区画すること。（建築物の一部に一般取扱所を設ける場合に限る。）
- ・ リチウムイオン蓄電池を取り扱う一般取扱所である旨を表示すること。 等

③ 消火設備の基準に係る特例規定の整備【新規則第 35 条の 2 から第 35 条の 4 まで等関係】

①の屋内貯蔵所、②の一般取扱所及びリチウムイオン蓄電池により貯蔵される危険物を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所に設置しなければならない消火設備について、以下の基準に適合するものは、令第 20 条第 1 項及び第 2 項に掲げる基準を適用しないこととする。

- ・ 第二種のスプリンクラー設備を、一定の性能に適合するように設置すること。
- ・ 第三種、第四種及び第五種の消火設備を、液状の危険物を取り扱う設備及び危険物を取り扱うタンクの火災を有効に消火することができるように設置すること。 等

④ 屋内貯蔵所において容器に収納しないことができる危険物の規定の整備【新規則第 40 条等関係】

屋内貯蔵所において、リチウムイオン蓄電池により貯蔵される危険物のうち、以下の方法で貯蔵されるものについては、容器に収納せずに貯蔵することができることとする。

- ・ 水が浸透する素材（段ボールなど）で包装し、又は梱包する方法
- ・ キュービクル式の設備により貯蔵する方法
- ・ 一定の耐火性を有する箱に入れる方法 等

⑤ 危険物の運搬における積載方法に係る特例規定の整備【新規則第 43 条の 3 等関係】

リチウムイオン蓄電池を以下の方法により運搬する場合は、運搬容器に収納せずに積載することができることとする。

- ・ 水が浸透する素材（段ボールなど）で包装し、又は梱包する方法
- ・ キュービクル式の設備により運搬する方法
- ・ 一定の耐火性を有する箱に入れる方法
- ・ 試験等に用いられるものを保安上支障がない方法で運搬する方法

（2）製造所及び屋外タンク貯蔵所の基準に係る見直し【新規則第 13 条の 2 の 3 及び第 21 条の 3 の 3 関係】

製造所における屋外に設けた液状の危険物を取り扱う設備及び屋外タンク貯蔵所のポンプ室以外の場所に設けるポンプ設備において、適当な傾斜及び貯留設備並びに油分離装置を設けなくともよい場合として、危険物を取り扱う設備の架台等に、危険物の流出防止に有効な囲い等を設ける措置を講じることにより、漏れた危険物をとどめることができる場合を定める。

(3) 屋内貯蔵所の架台の基準に係る見直し【新規則第 16 条の 2 の 2 及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件による改正後の告示（以下「新告示」という。）第 4 条の 2 の 2 関係】

屋内貯蔵所の架台が特定の構造等を有する場合は、架台を堅固な基礎に固定しなくてもよいこととする。

(4) 水圧試験の基準に係る修正【新規則第 20 条の 5 の 2 関係】

屋外タンク貯蔵所等の圧力タンクに係る水圧試験について、所要の規定の整備を行うこととする。

(5) その他、技術上の基準の整備【新告示第 4 条の 2 の 3、第 68 条の 2 の 2、第 68 条の 2 の 4、第 68 条の 2 の 5、第 68 条の 2 の 7、第 68 条の 6 の 6 及び第 68 条の 6 の 7 関係】

新告示において、以下の技術上の基準を定める。

- ・ 蓄電池の基準
- ・ 遮蔽板の基準
- ・ スプリンクラー設備の水源の基準
- ・ 蓄電池設備を収納する鋼製の棚の基準
- ・ 容器に収納しないこと等ができる蓄電池を貯蔵する箱の基準
- ・ 運搬容器への収納を要さない危険物を収納する箱の基準
- ・ 運搬容器への収納を要さない危険物を運搬する基準

(6) その他、所要の規定の整備

2. 施行期日

公布の日の翌日から施行する。

3. 経過措置（抄）

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（案）に対して提出された御意見及び御意見に対する考え方

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	(法人)	(1) 危険物の規制に関する政令第 10 条第 9 号について、網入ガラスは飛散防止処置と認識しているが、遮光フィルムが貼り付けられない。飛散防止処置として、網入ガラス・飛散防止フィルム等の処置を行なうこととしたい。 (2) 危険物の規制に関する政令第 23 条について ① 管轄市町村長による特例が継続されるのは既存施設のみで、今後新設される施設については検討会で検討した特例基準に統一されるということか。既存と新設で差異があると不平等なので同等の特例を認めてほしい。 ② ただし、市町村長毎に判断基準が違うとわかりにくく、確認に時間を要する点は改善してほしい。 (3) リチウムイオン蓄電池を取り扱う工場等に係る特例の適用について（消防危第 351 号）」第 2 3 (2) イ (イ) 5 に規定されている特定防火設備の周囲の空地の 3m の必然性について、消防設備点検でも防火設備の定期報告でも 3m 空地の指定はないため、閉鎖の障害となる物品の放置の状況を確認するのみでよいのではないか。 集積場所や危険物を取り扱う設備の周囲にも 3m 空地を設けて特定防火設備の周りも設けると小型の建屋ではかなり収容効率が悪くなる。 (4) 「リチウムイオン蓄電池を取り扱う工場等に係る特例の適用について（消防危第 351 号）」第 2 3 について	(1)について - 本改正に関する直接的な内容ではないと考えますが、ご意見として承ります。 (2)について ①及び②について、本改正に関する直接的な内容ではないと考えますが、ご意見として承ります。 (3)について - 本改正に関する直接的な内容ではないと考えますが、ご意見として承ります。 (4)について - 本改正に関する直接的な内容ではないと考えますが、ご意見として承ります。	無

	○充電率 60%以下の場合→ ・スプリンクラー必須（9m以下にヘッド） ・床から蓄電池の上端 1.8m以下 ○充電率 30%以下の場合→ ・遮へい板必須 ・蓄電池の上端 6m 以下 ・上端から天井まで 2m 以上 このような条件だと、あらかじめ充電率が確定していないと場所のスペックを満たすことが難しい上に、仮に事業開始後に充電率が上がる、もしくは新たに 30%を超えるものを扱うとなった際に移転せざるを得ない可能性あり 充電率が変わっても柔軟に対応しやすいように建屋スペック、貨物高さの要件を合わせられないか。 また、充電率 30%以下の場合、遮へい板 or スプリンクラーどちらかあればよい認識だが、遮へい板の場合は床から 6m まで蓄電池を置いてスプリンクラーの場合 1.8m までしか置けないとなると、収容効率を考えて、結局スプリンクラーと遮へい板どちらも設置しなければならなくなる。 充電率 30%以下の場合、スプリンクラー設置でも 6m まで置けるなどしてほしい。 (5) 「リチウムイオン蓄電池を取り扱う工場等に係る特例の適用について（消防危第 351 号）」第 2 3 (7) について、建築物の見やすい箇所に表示することとあるが、屋内貯蔵所の場合、集積場所付近なのか建物もしくは階層の入口なのかわかりにくい。 一般的な危険物屋内貯蔵所の標識はステンレス製看板を入口に掲示しているがそういったイメージか。場所と表示すべき内容、素材等の指定があれば明確にしてほしい。 (6) 「リチウムイオン蓄電池を取り扱う工場等に係る特例の適用について（消防危第 351 号）」第 2 4 (2) ウ（ウ）について、遮へい板の厚さが定義されていない。要求値（厚さ等）を明確にして頂きたい。（鋼板何mm厚等）	見として承ります。 (5)について ・ 本改正に関する直接的な内容ではないと考えますが、ご意見として承ります。 (6)について ・ 本改正に関する直接的な内容ではないと考えますが、ご意見として承ります。	
--	---	--	--

		(7) 「リチウムイオン蓄電池を取り扱う工場等に係る特例の適用について（消防危第 351 号）」第 2 4 (2) ウ（ウ）について、倉庫内に遮へい板を設置する場合、大掛かりな工事が必要となり可変式にする事が困難。 ネスラック等の側面に遮へい板を取り付ける事により代用したい。 もしくは建築材（耐火塗料、耐火被覆等）で代用出来ないか。 遮へい板に相当する鋼板製の容器とし、容器から 50cm 離れた内部に蓄電池を入れることで代用出来ないか。 (8) 「リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制に関する検討報告書」5. 2 章について、総含有量/液だれ量（余剰の電解液）なのか消防により見解が異なり、地域により対応コストに差が出てしまう。可能であれば液だれ量（余剰の電解液）で統一化して頂きたい。 (9) 「リチウムイオン電池の貯蔵及び取り扱いに係る運用について（消防危第 200 号）」別紙 1（耐火性収納箱等の基準について）、「キュービクル式リチウムイオン蓄電池設備の貯蔵に係る運用について（消防危第 273 号）」別表 1（簡易的な燃焼器具等で行う遮炎性能試験方法）について、耐火性を有する箱、布の条件について、収納箱は燃焼試験のほかに 15 度傾け試験、JIS Z 0200 片支持落下試験を求められている一方、布の条件は、燃焼試験のみとなっている。リチウム電池自体が 3m 落下試験に合格している場合、耐火性を有する箱も、燃焼試験のみで良いのではないか。条件を緩和、統一頂けないか。	(7)について ・ 本改正に関する直接的な内容ではないと考えますが、ご意見として承ります。 (8)について ・ 本改正に関する内容ではないと考えますが、ご意見として承ります。 (9)について ・ 本改正に関する直接的な内容ではないと考えますが、ご意見として承ります。	
2	(個人)	今回の改正内容についてではありませんが、危険物には製造所・貯蔵所・取扱所と分類があり、製造所には製造設備・貯蔵設備・混合するためのミキサーラインブレンダー等があり、SAF・ETBE をブレンドしたり取り扱いを行う施設なので、すべてを含むことを明記してほしい。	・ 本改正に関する直接的な内容ではないと考えますが、ご意見として承ります。	無
3	(個人)	航空機に給油する際に、エンジンを停止しなくていい場合があるというのは、どんな条件の時などを想定しているのか、ご説明	・ 地上での給油を想定しており、「令和 6 年度 危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会報告書」（令和 7	無

		お願いします。空中給油の事でしょうか？	年３月、危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会）を踏まえ、航空機の種類及び型式ごとに作業手順の安全性が検証された航空機以外には給油しないことなどの安全対策を講じる場合を想定しています。	
4	(個人)	危険物の運搬における積載方法の特例規定の整備【令第 29 条 関係】について 電池メーカーで製造された LIB セルの製品出荷および工程不良で発生する LIB セルの廃棄時の引渡し荷姿として「樹脂箱」が使用されているケースが存在する。樹脂箱内には LIB セルが数 10 個収納されており、積載効率面から樹脂箱をパレット上に段積み(複数段)したうえで輸送が行われている。樹脂箱は耐火性能を有しているとは言い難く、また、パレット上に段積みしているがゆえに下段の樹脂箱には水が浸透するような状態にはない。今回の法改正においては、このような荷姿での車両への積載は「不適」とみなす認識で相違ないか？	危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（案）第 29 条第 1 号ロに規定する「危険物が漏れ、あふれ、又は飛散するおそれが少なく、かつ、防火上支障がないものとして、総務省令で定める場合」については、「リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制に関する検討報告書」（令和 6 年 3 月、リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制に関する検討会）の結論を踏まえ、省令案第 43 条の 3 等において、①水が浸透する素材で包装し、又はこん包する方法、②鋼製の箱に収納し、及び固定する方法、③一定の耐火性を有する箱に入れる方法等を規定しており、これを満たすものが認められます。	無
5	(個人)	危険物の運搬における積載方法の特例規定の整備【令第 29 条 関係】について 車載 LIB パックやモジュールは定格化されておらず仕様は各社各様。HV／PHV／BEV でサイズ感も様々であり、容器への収納を考えると多種類が必要。このような容器を発生元となる自動車解体事業者やリサイクラーは有していない。 OEM は補給部品用途に常用しているダンボール箱は有しているが、廃棄のために当該容器を使用することは経済性を損なうし、容器が 1Way 運用となると廃棄物量の増加につながる。通い運用とすると管理コストが発生してしまう。耐火布を使用する場合も上記同様であり、水が浸透しないため消火作業の面で問題が生じる。 上記に加えて、容器等へ収納された状態で引渡しを受けると、運送会社は損傷状態や絶縁有無の目視や発熱有無の触診確認をドライバーが実施できなくなり、万が一、発火等の事故が発生した場合の責任の所在が不明瞭となってしまう。 電解液は LIB セル内に含侵されているため漏れ溢れるような	4 の回答のとおりです。	無

		状態にはなく、車載 LIB パックやモジュールは一定の強度耐性に基づき設計されていると認識している。そのため、廃棄時の荷姿についてはパレットを使用し、荷崩れないように固定した状態で引渡しを行っているが問題となるような事象は発生していない。 以上のことから、車載 LIB パックおよびモジュールに限ってはパレット荷姿での引渡しを容認頂きたい。		
6	(法人)	「(1)リチウムイオン蓄電池の取扱い等に係る規制の見直し」の「危険物の運搬における積載方法の特例規定の整備（令第 29 条関係）」について 車載用リチウムイオン蓄電池を運搬する場合の荷姿については、中古品や廃棄品の運搬実態に即した規定を追加すべきである。（29 条該当部分に中古品、廃棄品を追加） 意見の理由： 使用済自動車等に搭載された車載用リチウムイオン蓄電池は通常、解体事業者、整備事業者等によって車両から取り外し、中古品としての再利用施設や、廃棄品としてリサイクル施設に運搬される。 製造工程では新品のリチウムイオン蓄電池を大量に運搬することが想定され、汚れ等による製品価値の低下を防止するための梱包が必要と考えるが、中古品や廃棄品の場合、新品のように汚れ等による製品価値の低下を防止するための梱包が不要なため、消火時の水の浸透効果を高めるためには、むしろ電池パックやモジュールを容器等には収納せず、振動等による損傷を受けないよう、固定化する等の対策をした状態で運搬する方法が安全な運搬方法の一つであるとする。 従って、発生場所が生産工場等ではなく、全国の零細解体事業者等から分散して発生することから、1 回の運搬積載量も実態としては多くはない為、中古品や廃棄品は総務省令案の試験、研究用と同様の対応が実態に則し、且つ最も安全な運搬方法の一つと考える。	リチウムイオン蓄電池の中古品や廃棄品については、安全性の低いものも含まれると考えられることから、試験、研究のために用いられる少量のリチウムイオン蓄電池と同列に扱うことは適当ではないと考えています。	無
7	(個人)	令 29 条の改正について、運搬容器に収納せずに積載すること	4 及び 6 の回答のとおりです。	無

		ができるようにすることに賛成だが、事前評価書の内容は実態に即してさらに検討すべき。 特に、電池メーカーや自動車メーカーから排出される廃電池は廃棄に至る理由は様々であるが、電池メーカーや自動車メーカーが排出者として運搬時に圧壊、短絡が起こらず安全に責任を持つ前提で排出形態を運搬会社、リサイクル事業者文書で示すことを認めるべき。 現状でもメッシュパレットや樹脂ケースで火災の発生例は見られず、容器や金属箱を必要とするには過剰な規制となり得る。これは使用済廃電池についても、自動車や蓄電システム、小型電池の回収に責任を持つ広域認定事業者についても同様である。 ただし、排出責任が明確にならない排出形態や、電池メーカー等が明記できない場合は、金属容器を使うことを義務化して運搬業者やリサイクル業者の安全を担保すべき。 また、事前評価書の内容について、「試験、研究のために用いられる指定数量未満の危険物を用いる電池」は、「試験、研究、リサイクルのために、、」とすべきである。これは、リサイクルも試験、研究と同様に一過性、少量多品種の性格を有するためである。		
8	(個人)	車載用の廃棄 LIB はサイズが大きく、裸の状態（パレット上にモジュールやパックを置く）で運ばれる事が多い。荷はストレッチフィルム等でパレットに強固に固定されるので、転倒や飛散・漏洩のリスクは低いと考える。段ボールでの包装・梱包するのではなく、荷の固定を優先する指標にしていきたい。 また、金属容器や段ボールでの輸送も大きな LIB は専用容器を用意する必要があり梱包、開梱両者共に現状工数以上の労力がかかると推測される。専用の通い容器を作成するにしても各社各様のサイズ感となり、特注容器となると用意ができない会社もあると想定され業務が破綻する可能性がある。 よって今回の輸送時の梱包荷姿の策定はもう少し緩和が必要と感じる。	4の回答のとおりです。	無

○提出意見数：8件

※1 提出意見数は、提出意見者数としています。

※2 とりまとめの都合上、いただいた御意見は一部要約しています。

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）等に対して提出された御意見及び御意見に対する考え方

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	(法人)	製造所及び屋外タンク貯蔵所の基準に係る見直しについて、弊社ではバインダー原料の有機溶剤を屋外タンクで貯蔵しており、防油堤及び油水分離槽を設けており、タンクから配管を経由して製造所内にある生産設備に投入しているが、今回の改正文にある「適当な傾斜及び貯留設備並びに油水分離装置を設けなくてよい場合として、危険物を取り扱う設備の架台等に、危険物の流出防止に有効な囲い等を設ける措置を講じることにより、漏れた危険物をとどめることができる場合を定める」は、屋内の生産設備にも有効な囲い等を設けるべきということを言っているのか？	・ 屋内の生産設備に係る見直しではなく、屋外に設けた液状の危険物を取り扱う設備に係る見直しになります。	無
2	(法人)	(1) 今回の改正は各種通知（令和４年４月 27 日付け消防危第 96 号、令和４年 12 月 26 日付け消防危第 295 号、令和５年 7 月 7 日付け消防危第 214 号、令和５年 12 月 6 日付け消防危第 324 号、令和６年 7 月 2 日付け消防危第 200 号、令和６年 12 月 11 日付け消防危第 351 号及び令和６年 12 月 11 日付け消防危第 352 号）の内容を危規則に落とし込んだものと認識して相違ないか。 また、各種通知内容からの変更があれば明示してほしい。 (2) 令和６年 12 月 11 日付け消防危第 351 号の第 5「蓄電池のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に関する事項」では、条件を満たした場合は政令第 10 条第 1 項第 3 号の 2 の規定についても適用しない旨が記載されているが、新規則第 16 条の 2 の 8 第 3 項では、政令第 10 条第 1 項のうち、第 1 号、第 2 号及び第 4 項から第 15 項までの規定を適用しないと記載されており、第 3 号の 2 が除外された。	(1)について ・ 本改正案は、「リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制に関する検討報告書」（令和６年 3 月、リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制に関する検討会。以下「報告書」という。）の結論を踏まえたものです。 (2)について ・ 危険物の規制に関する規則（改正案）第 16 条の 2 の 8 第 4 項において、危険物の規制に関する政令第 10 条第 1 項第 3 号の 2 の規定を適用しないこととしており、本改正案の基準に適合している場合には、既存の倉庫等（非危険物施設）の一部をリチウムイオン蓄電池を貯蔵する倉庫として利用することなども可能になると考えます。	無

		第3号の2は「貯蔵倉庫は、独立した専用の建築物とすること。」とされており、本規定が適用される場合、別紙5「3 効果の把握」に記載されている、既存の倉庫等（非危険物施設）の一部をリチウムイオン蓄電池を貯蔵する倉庫として利用することができないと認識しているが如何か。 (3) 新告示第4条の2の3（蓄電池の基準）について、令和6年12月11日付け消防危第351号などの各種通知では対象となる蓄電池の基準として、複数の具体例が挙げられていた。 新告示ではそのうちの一部のJIS C 8715-2 およびJIS C 4441 のみが記載されているが、各種通知で案内されていた「電気用品の技術上の基準を定める省令」に適合したものなど他の基準を満たしたものも新告示の定める同等以上の安全性を有するものと認められるか。	(3)について 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める件（改正案）第4条の2の3に規定する「これらと同等以上の出火若しくは類焼に対する安全性を有するもの」について、別途運用通知でお示しする予定です。	
3	(個人)	リチウムイオン蓄電池は、水が浸透する素材（段ボールなど）で包装し、又は梱包すれば、容器に収納せずに貯蔵することができるようになるとのことだが、水が浸透しない素材（ビニール、プラスチックなど）で包装し、又は梱包したリチウムイオン蓄電池を、その上から水が浸透する素材で包装し、又は梱包した場合も、容器に収納せずに貯蔵することができるのか。 ビニール等で個包装された製品を段ボール等で梱包して保管するケースが多いと想定されるので、適用の有無を明確にしてほしい。	報告書の結論を踏まえ、危険物の規制に関する規則（改正案）第40条第1項第2号イでは、消火の観点から、水が浸透する素材で包装し、又はこん包することを求めている、消火に支障がないような方法により貯蔵していただきたいと考えています。	無
4	(法人)	リチウムイオン電池の取り扱い等に係る見直しを行うにあたり、特例が適応されるのが充電率60%以下の場合のみに制限されることがEV電池交換事業に大きな影響を与え、EV導入を難しくしていることに懸念を持っている。当社の電池交換ソリューションは国際基準の安全性を満たしているほか、電池の状態監視や異常時の封じ込めなど安全性を高めるための自主的な取り組みも行っており、こうした安全技術の活用に応じて上記の条件を緩和することをご検討いただきたい。	ご指摘の基準は、報告書の結論を踏まえたものとなっており、火災に対する安全性確保のために適切な基準であると考えています。	無
5	(個人)	反対。絶対に堅固に。	ご意見として承ります。	無

○提出意見数：５件

※１ 提出意見数は、提出意見者数としています。

※２ とりまとめの都合上、いただいた御意見は一部要約しています。

政令第百九十一号

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十条第三項及び第四項、第十六条、第十六条の四第二項並びに第三十六条の四の規定に基づき、この政令を制定する。

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号ホ中「こえ」を「超え」に改め、同号ヘ中「こえる」を「超える」に改め、同項第十二号中「かつ」及び「あつては」の下に「、総務省令で定める場合を除き」を加え、同項第十三号中「もれ」を「漏れ」に改め、同項第十四号中「取扱」を「取扱い」に改め、同項第十八号中「あたつて」を「当たつて」に改める。

第十一条第一項第七号中「さびどめ」を「さび止め」に改め、同項第十号ハ中「ふた」を「蓋」に改め、同項第十号のニル中「かつ」及び「あつては」の下に「、総務省令で定める場合を除き」を加える。

第十九条第二項第一号から第二号まで、第四号及び第五号中「専ら」を削り、「行う」を「専ら行う」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五の二 危険物を用いた蓄電池を製造し、又は充電し、若しくは放電する作業を専ら行う一般取扱所その他これに類する一般取扱所

第二十条第三項を次のように改める。

3 次に掲げる製造所等については、総務省令で、前二項に掲げる基準の特例を定めることができる。

一 蓄電池により貯蔵される総務省令で定める危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所

二 前条第二項第五号の二に掲げる一般取扱所のうち総務省令で定めるもの

三 前条第二項第九号に掲げる一般取扱所のうち総務省令で定めるもの

第二十七条第二項から第五項までの規定中「取扱」を「取扱い」に改め、同条第六項第一号の二中「規定」の下に「（同項第一号に掲げる給油取扱所のうち総務省令で定めるものにあつては、前号（イからハまで及びチを除く。）の規定）」を加える。

第二十九条第一号ただし書を次のように改める。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 塊状の硫黄等を運搬するため積載する場合

ロ 危険物が漏れ、あふれ、又は飛散するおそれが少なく、かつ、防火上支障がないものとして、総務省令で定める場合

ハ 危険物を一の製造所等から当該製造所等の存する敷地と同一の敷地内に存する他の製造所等へ運搬するため積載する場合

第四十条第二項中「四千七百円」を「五千三百円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日の翌日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○総務省令第四十九号

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）の規定に基づき、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月十四日

総務大臣 村上誠一郎

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
〔適切な傾斜及び貯留設備並びに油分離装置を設けなくてもよい場合〕 第十三条の二の三 令第九条第一項第十二号の総務省令で定める場合は、前条第二号の措置を講じることにより、漏れた危険物をとどめることができる場合とする。 （避雷設備） 第十三条の二の四 〔略〕 （高層倉庫の基準） 第十六条の二 令第十条第一項第四号の総務省令で定める貯蔵倉庫は、次に掲げる基準の全てに適合する貯蔵倉庫（令第十条第一項第二号の貯蔵倉庫をいう。以下同じ。）とする。 〔一・二 略〕 三 貯蔵倉庫には、第十三条の二の四に規定する避雷設備を設けること。ただし、周囲の状況によつて安全上支障がない場合においては、この限りでない。 （屋内貯蔵所の架台の基準） 第十六条の二の二 令第十条第一項第十一号の二の規定による架台の構造及び設備は、次のとおりとする。 一 架台は不燃材料で造ること。 〔一〕の二 架台は堅固な基礎に固定すること。ただし、告示で定める架台にあつては、この限りでない。 〔一・三 略〕 〔2 略〕 （蓄電池により貯蔵される危険物の屋内貯蔵所の特例） 第十六条の二の八 蓄電池により貯蔵される前条に規定する危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に係る令第十条第六項の規定による同条第一項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。 2 前項の屋内貯蔵所のうち、次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第十条第一項第四号から第六号まで、第十一号及び第十二号から第十五号までの規定は、適用しない。 〔一〇三 略〕 四 前条に規定する危険物を用いた蓄電池（以下この条及び第三十五条の二第三項第一号において単に「蓄電池」という。）の充電率は、六十パーセント以下とすること。 五 蓄電池の貯蔵方法は、水が浸透する素材で包装し、又はこん包するほか、次のいずれかの方法とすること。	〔新設〕 （避雷設備） 第十三条の二の三 〔同上〕 （高層倉庫の基準） 第十六条の二 令第十条第一項第四号の総務省令で定める貯蔵倉庫は、次に掲げる基準のすべてに適合する貯蔵倉庫（令第十条第一項第二号の貯蔵倉庫をいう。以下同じ。）とする。 〔一・二 同上〕 三 貯蔵倉庫には、第十三条の二の三に規定する避雷設備を設けること。ただし、周囲の状況によつて安全上支障がない場合においては、この限りでない。 （屋内貯蔵所の架台の基準） 第十六条の二の二 令第十条第一項第十一号の二の規定による架台の構造及び設備は、次のとおりとする。 一 架台は、不燃材料で造るとともに、堅固な基礎に固定すること。 〔新設〕 〔一・三 同上〕 〔2 同上〕 （蓄電池により貯蔵される危険物の屋内貯蔵所の特例） 第十六条の二の八 〔同上〕 2 〔同上〕 〔一〇三 同上〕 四 前条に規定する危険物を用いた蓄電池（以下次号及び第三十五条の二第三項第一号において単に「蓄電池」という。）の充電率は、六十パーセント以下とすること。 五 蓄電池の貯蔵方法は、水が浸透する素材で包装し、又は梱包するほか、次のいずれかの方法とすること。

「イハ 略」

六 消火設備は、第三十五条の二第三項各号に定めるところにより設けること。

3||

第一項の屋内貯蔵所のうち、次の各号に掲げる基準に適合するもの（法第十七条第一項の政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例で定める技術上の基準（法第十七条の二の五第一項前段又は第十七条の三第一項前段に規定する場合には、それぞれ法第十七条の二の五第一項後段又は第十七条の三第一項後段の規定により適用されることとなる技術上の基準とする。以下「設備等技術基準」という。）の例により、消防用設備等（法第十七条第一項の消防用設備等をいう。以下同じ。）が設置され、及び維持されている建築物に限る。）については、令第十条第一項第一号、第二号及び第四号から第十五号までの規定は、適用しない。

一 貯蔵倉庫の見やすい箇所にリチウムイオン蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所である旨を表示すること。

二 貯蔵倉庫は、壁、柱、床、はり、屋根及び階段を不燃材料で造ること。

三 貯蔵倉庫は、各階の床を地盤面以上に設けること。

四 貯蔵倉庫には、危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。

五 蓄電池の充電率は、六十パーセント以下とすること。

六 蓄電池は、告示で定める基準に適合するものであること。

七 蓄電池の周囲三メートル以内に可燃物（蓄電池又は蓄電池の包装材若しくはこん包材（水が浸透する素材のものであつて、蓄電池を包装し、又はこん包しているものに限る。）を除く。）を置かないこと。ただし、次号に規定する貯蔵場所にあつては、この限りでない。

八 蓄電池を貯蔵する場所（一の蓄電池と他の蓄電池との水平距離が三メートル未満となる場所をいう。）であつて、当該蓄電池に用いられる危険物の数量の総和が指定数量以上となるもの（以下この条において「貯蔵場所」という。）は、当該蓄電池の充電率の区分に応じ、第二十八条の五十九の二第二項第八号イ又は口の集積場所の規定の例によること。

九 貯蔵場所（前号においてその例によるものとされる第二十八条の五十九の二第二項第八号イ（1）の空地を含む。）の床面積（第三十五条の二第四項第二号の規定により第二種のスプリンクラー設備を設けた部分の床面積の二分の一に相当する床面積を除く。以下この号において同じ。）の合計が千五百平方メートルを超える場合は、次に定めるところにより、当該場所を床面積の合計千五百平方メートル以内ごとに準耐火構造（建築基準法第二条第七号の二の準耐火構造をいう。以下同じ。）の壁（特定防火設備（随時開けることができる自動閉鎖のもの又は煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。）を設けた出入口以外の開口部を有しないものに限る。）で区画すること。

イ 特定防火設備の周囲に、幅三メートル以上の空地を保有すること。

「イハ 同上」

六 消火設備は、第三十五条の二第三項に定めるところにより設けること。

【新設】

ロ 一の区画を形成する特定防火設備のうち、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものを設ける区画にあつては、次の要件を満たすこと。

(1) 当該特定防火設備の部分の水平投影の長さが当該区画の水平投影の長さの二分の一未満であること。

(2) 一の煙感知器が作動した際に形成されることとなる区画に存する全ての特定防火設備が閉鎖されるよう措置すること。

ハ 区画の各部分から、直接地上に通ずる出入口、地上に通ずる直通階段（連結送水管の放水口を設けたものに限る。）の出入口、バルコニー（水平投影面積が十平方メートル以上で、かつ、形状等が消防活動に支障がないものに限る。）が設けられた開口部（特定防火設備を設けたものに限る。）その他の消防隊による活動の拠点となる場所の開口部までの水平距離が五十メートル以下となるようにすること。

十 第三十五条の二第四項各号に定めるところにより消火設備を設けること。

41 第一項の屋内貯蔵所のうち、次の各号に掲げる基準に適合するもの（建築物の一部に存するものであつて、当該建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分に設備等技術基準の例により、当該建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分以外の部分に設備等技術基準に従つて、消防用設備等が設置され、及び維持されているものに限る。）については、令第十条第一項第一号、第二号及び第三号の二から第十五号までの規定は、適用しない。

一 前項第五号から第十号までの規定の例によること。

二 危険物を取り扱う建築物の見やすい箇所にリチウムイオン蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所が存する旨を表示すること。

三 屋内貯蔵所は、壁、柱、床、はり、屋根及び階段が不燃材料で造られた建築物に設置すること。

四 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分は、各階の床を地盤面以上に設けること。

五 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分は、開口部を有しない準耐火構造の床又は出入口（次のイ又はロに掲げる特定防火設備を設けたものに限る。）以外の開口部を有しない準耐火構造の壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。

イ 随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備

ロ 煙感知器の作動と連動して閉鎖する特定防火設備で次に掲げる基準に適合するもの

(1) 一の特定防火設備の面積は、三十平方メートル以下であること。

(2) 特定防火設備の部分の水平投影の長さが当該区画の水平投影の長さの二分の一未満であること。

(3) 一の区画に特定防火設備を複数設ける場合は、次に掲げる基準に適合するものであること。

「新設」

特定防火設備相互間の距離を三メートル以上とすること。

(ii)【i】
一の特定防火設備の作動に係る煙感知器の作動により、区画を形成する全ての特定防火設備が作動すること。

【4】 特定防火設備の周囲に、幅三メートル以上の空地を保有すること。

六 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分には、危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。

七 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分以外の部分は、消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）別表第一十二項イ又は十四項に掲げる防火対象物の用途以外の用に供しないもので、次のいずれかに該当するものであること。

イ その管理について権原を有する者が建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分の管理について権原を有する者と同じであること。

ロ その管理について権原を有する者と建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分の管理について権原を有する者との協議により、火災その他の災害が発生した場合における避難その他防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務に関する事項を定めた文書が作成されていること。

八 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分以外の部分について、消防法施行令第一条の二第二項後段の規定により同令別表第一十二項イ又は十四項に掲げる防火対象物の用途に含まれるものとして取り扱われる部分が、令第九条第一項第一号イ又はロに掲げる建築物等の用途（以下「保安対象用途」という。）に供されるものである場合は、次のイ及びロによること。

イ 屋内貯蔵所の用に供する部分から保安対象用途に供する部分までの間に、十メートル（保安対象用途が令第九条第一項第一号ロに掲げる建築物等の用途であるときは、三十メートル）以上の距離を保つこと。ただし、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

(1) 指定数量の倍数が三十未満であること。

(2) 屋内貯蔵所の用に供する部分は、壁、柱、床、はり及び屋根（上階がある場合には、上階の床）を耐火構造とするとともに、出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しない耐火構造（厚さ七十ミリメートル以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有するものに限る。）の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。

ロ 保安対象用途に供する部分からの避難経路は、次の(1)及び(2)によること。

(1) 屋内貯蔵所の用に供する部分を経由せずに地上に通ずる出入口に避難できること。

(2) 屋内貯蔵所の用に供する部分に通ずる開口部が設けられた居室又は廊下、階段その他の避難施設を経由せずに地上に通ずる出入口に避難できること。

(水圧試験の基準)

第二十条の五の二
〔同上〕

一 高圧ガス保安法第二十条第一項又は第三項の規定の適用を受ける高圧ガスの製造のための施設（水素等供給等促進法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十条第一項又は第三項の規定の適用を受ける高圧低炭素水素等ガスの製造のための施設を含む。）である圧力タンク

イ 一般高圧ガス保安規則又は液化石油ガス保安規則の適用を受けるもの（口に掲げるものを

最大常用圧力の一・五倍以上の圧力で行う水圧試験
除く。）

口 高圧ガス保安法第五十六条の三第一項に定める特定設備に当たたるもの

(1) 設計圧力が〇・四三メガパスカル以下のもの(4に掲げるものを除く。)

二倍の圧力で行う水圧試験

(2) 設計圧力が $C \cdot \frac{1}{4}$ メカパスカルを超え $C \cdot \frac{1}{5}$ メカパスカル以下のもの (4) に掲げるもの

のを除く)
設計圧力の
・三倍に
○・三
メカハスカルを加えた圧力で
行な水圧試験

(3) 設言圧力が一・五メガパスカルを超えるもの
(4) に掲げるものを除く
設言圧力の

・ 五倍の圧力で運行水圧試験

(4) 高合金鋼を材料とするもの
計言月大の一・五倍の月大で行なふカ戸計駢

「親言」

二 高圧ガス保安法第五十六条の三第一項に定める特定設備に当たるもの 特定設備検査規則（昭和五十一年通商産業省令第四号）第三十四条に定めるところにより行う水圧試験又は同規則第五十一条の規定に基づき経済産業大臣が認可したところにより行う水圧試験 二 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）別表第二第二号又は労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十二条第一項第二号に掲げる機械等である圧力タンク圧力容器構造規格（平成十五年厚生労働省告示第九十六号）第六十三条第一項に定めるところにより行う水圧試験 三 労働安全衛生法別表第二第四号に掲げる機械等である圧力タンク 小型ボイラー及び小型圧力容器構造規格（昭和五十年労働省告示第八十四号）第三十八条に定めるところにより行う水圧試験 （ポンプ設備において適当な傾斜及び貯留設備並びに油分離装置を設けなくてもよい場合） 第二十一条の三の三 令第十一条第一項第十号の二のルの総務省令で定める場合は、前条の措置（同条に規定する第十三条の二の二第二号に掲げる措置に限る。）を講じることにより、漏れた危険物をとどめることができる場合とする。 （給油取扱所の建築物） 第二十五条の四 令第十七条第一項第十六号（同条第二項においてその例による場合を含む。）の総務省令で定める用途は、次のとおりとする。 「一五 略」 六 消防法施行令別表第一（一）項、（三）項、（四）項、（八）項、（十一）項から（十三）項イまで、（十四）項及び（十五）項に掲げる防火対象物の用途（前各号に掲げるものを除く。） 〔25 略〕 （避雷設備） 第二十八条の四十二 移送取扱所（危険物を移送する配管等の部分を除く。）には、第十三条の二の四に定める避雷設備を設けなければならない。ただし、周囲の状況によつて安全上支障がない場合においては、この限りでない。 （特例を定めることができる一般取扱所） 第二十八条の五十四 令第十九条第二項の総務省令で定める一般取扱所は、次の各号に掲げる一般取扱所の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。	〔新設〕 二 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）別表第二第二号又は労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十二条第一項第二号に掲げる機械等である圧力タンク設計圧力の一・五倍の圧力に温度補正係数（水圧試験を行うときの温度における当該圧力タンクの材料の許容引張応力を使用温度における当該圧力タンクの材料の許容引張応力で除して得た値のうち最小の値）を乗じた圧力で行う水圧試験 三 労働安全衛生法別表第二第四号に掲げる機械等である圧力タンク イ 設計圧力が〇・一メガパスカル以下のもの 〇・二メガパスカルの圧力で行う水圧試験 ロ 設計圧力が〇・一メガパスカルを超え〇・四二メガパスカル以下のもの 設計圧力の二倍の圧力で行う水圧試験 ハ 設計圧力が〇・四二メガパスカルを超えるもの 設計圧力の一・三倍に〇・三メガパスカルを加えた圧力で行う水圧試験 〔新設〕 （給油取扱所の建築物） 第二十五条の四 〔同上〕 「一五 同上」 六 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）別表第一（一）項、（三）項、（四）項、（八）項、（十一）項から（十三）項イまで、（十四）項及び（十五）項に掲げる防火対象物の用途（前各号に掲げるものを除く。） 〔25 同上〕 （避雷設備） 第二十八条の四十二 移送取扱所（危険物を移送する配管等の部分を除く。）には、第十三条の二の三に定める避雷設備を設けなければならない。ただし、周囲の状況によつて安全上支障がない場合においては、この限りでない。 （特例を定めることができる一般取扱所） 第二十八条の五十四 令第十九条第二項の総務省令で定める一般取扱所は、次の各号に掲げる一般取扱所の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
--	---

「一〇五 略」

五の二 令第十九条第二項第五号の二に掲げる一般取扱所 以下のイからハまでに掲げる一般取扱所（建築物に存するもの（建築物の一部に存するものを除く。）にあつては、当該建築物に設備等技術基準の例により、建築物の一部に存するものにあつては、当該建築物の一般取扱所の用に供する部分に設備等技術基準の例により、当該建築物の一般取扱所の用に供する部分以外の部分に設備等技術基準に従つて、消防用設備等が設置され、及び維持されているものに限る。）

イ 危険物（リチウムイオン蓄電池により貯蔵される第二類又は第四類の危険物に限る。ロ及びハにおいて同じ。）を用いた蓄電池を製造する作業（告示で定める基準に適合する蓄電池を製造する作業に限る。）（蓄電池又は蓄電池を用いた製品を組み立てる作業を除き、蓄電池を製造する作業に付随して当該蓄電池を充電し、又は放電する作業を含む。）を専ら行う一般取扱所

ロ 危険物を用いた蓄電池又は蓄電池を用いた製品を組み立てる作業（蓄電池又は蓄電池を用いた製品を組み立てる作業に付随して当該蓄電池を充電し、又は放電する作業を含む。）を専ら行う一般取扱所

ハ 危険物を用いた蓄電池を充電し、又は放電する作業（当該蓄電池の品質の検査等に伴うものに限る。）（イ又はロの作業に付随するものを除く。）を専ら行う一般取扱所

「六〇九 略」

（吹付塗装作業等を専ら行う一般取扱所の特例）

「第二十八条の五十五 略」

（洗浄作業を専ら行う一般取扱所の特例）

「第二十八条の五十五の二 略」

（焼入れ作業等を専ら行う一般取扱所の特例）

「第二十八条の五十六 略」

（充填作業を専ら行う一般取扱所の特例）

「第二十八条の五十八 略」

（詰替え作業を専ら行う一般取扱所の特例）

「第二十八条の五十九 略」

（危険物を用いた蓄電池等を製造する作業を専ら行う一般取扱所等の特例）

第二十八条の五十九の二 第二十八条の五十四第五号の二の一般取扱所に係る令第十九条第二項の規定による同条第一項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。

2 第二十八条の五十四第五号の二イの一般取扱所のうち、次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第十九条第一項において準用する令第九条第一項第一号、第二号、第五号から第

「一〇五 同上」

「新設」

「六〇九 同上」

（専ら吹付塗装作業等を行う一般取扱所の特例）

「第二十八条の五十五 同上」

（専ら洗浄作業を行う一般取扱所の特例）

「第二十八条の五十五の二 同上」

（専ら焼入れ作業等を行う一般取扱所の特例）

「第二十八条の五十六 同上」

（専ら充填作業を行う一般取扱所の特例）

「第二十八条の五十八 同上」

（専ら詰替え作業を行う一般取扱所の特例）

「第二十八条の五十九 同上」

「新設」

九号まで、第十二号及び第十九号の規定は、適用しない。

一 一般取扱所の見やすい箇所にリチウムイオン蓄電池により貯蔵される危険物を用いた蓄電池を製造し、組み立て、又は充電し、若しくは放電する作業等のために危険物を取り扱う一般取扱所である旨を表示すること。

二 危険物を取り扱う建築物は、壁、柱、床、はり、屋根及び階段を不燃材料で造ること。

三 液状の危険物を取り扱う設備の周囲（第五号の空地を含む。）の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備及び当該床の周囲に排水溝を設けること。

四 危険物を取り扱う設備は、当該設備の内部で発生した可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が当該設備の外部に拡散しない構造とすること。ただし、その蒸気又は微粉を直接屋外の高所に有効に排出することができる設備を設けた場合は、この限りでない。

五 危険物を取り扱う設備（当該設備に危険物を移送するための配管を除く。）は、床に固定するとともに、当該設備の周囲に幅三メートル以上の空地を保有すること。ただし、当該設備から三メートル未満となる建築物の壁（出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が準耐火構造である場合にあつては、当該設備から当該壁及び柱までの距離の幅の空地を保有することをもつて足りる。

六 第二十八条の五十四第五号の二イに規定する危険物を用いた蓄電池（以下この号から第六項まで及び第三十五条の三において単に「蓄電池」という。）の充電率は、蓄電池を充電し、又は放電する作業（当該蓄電池の品質の検査等に伴うものに限る。以下「充放電作業」という。）を行う場合を除き、六十パーセント以下とすること。

七 蓄電池の周囲三メートル以内に可燃物（蓄電池又は蓄電池の包装材若しくはこん包材（水が浸透する素材のものであつて、蓄電池を包装し、又はこん包しているものに限る。）を除く。）を置かないこと。ただし、次号に規定する集積場所又は第九号に規定する充放電作業場所にあつては、この限りでない。

八 蓄電池が集積された場所（一の蓄電池と他の蓄電池との水平距離が三メートル未満となる場所をいう。）であつて、当該蓄電池に用いられる危険物の数量の総和が指定数量以上となるもの（次号に規定する充放電作業場所を除く。以下この条において「集積場所」という。）は、次のイ又はロに掲げる充電率の区分に応じ、当該各区分に定める要件を満たすものであること。

イ 三十パーセントを超え六十パーセント以下 次の(1)から(4)までに適合すること。

(1) 集積場所の周囲に幅三メートル以上の空地を保有すること。ただし、集積場所から三メートル未満となる建築物の壁（出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設

備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が準耐火構造である場合にあつては、当該集積場所から当該壁及び柱までの距離の幅の空地を保有することをもつて足りる。

(2) 一の集積場所の床面積は、二十平方メートル以下とすること。

(3) 床面から蓄電池の上端までの高さは、一・八メートル以下とすること。

(4) 蓄電池又は蓄電池の包装材若しくはこん包材（水が浸透する素材のものに限る。以下同じ。）以外の可燃物を置かないこと。

ロ 三十パーセント以下 次の(1)又は(2)に適合すること。

(1) イ(1)から(4)までに適合すること。

(2) イ(1)及び(4)のほか、次の(i)から(iii)までに適合すること。

(i) 一の集積単位（集積場所の部分のうち、集積される蓄電池に用いられる危険物の数量の総和が指定数量未満であつて、床面積が二十平方メートル以下であるものをいう。以下この条において同じ。）と他の集積単位との間に告示で定めるところにより遮蔽板を設けること。ただし、一の集積単位と他の集積単位との間に幅三メートル以上の空地を保有する部分については、この限りでない。

ii) 床面から蓄電池の上端までの高さは、六メートル以下とすること。

(iii) 蓄電池の上端から建築物のはり及び屋根（上階がある場合は上階の床、天井を設ける場合は天井）までの高さは、二メートル以上とすること。

九 充放電作業を行う場所（当該作業を行うための設備（以下「充放電設備」という。）が設けられた部分を含む。以下「充放電作業場所」という。）を設ける場合は、蓄電池又は蓄電池の包装材若しくはこん包材以外の可燃物を置かないこととともに、第六項第二号イからハまでのいずれかの例によること。

十 集積場所（第八号イ(1)の空地を含む。）又は充放電作業場所（第六項第二号ハにおいてその例によるものとされる第八号イ(1)の空地を含む。）の床面積（第三十五条の第三項第二号イの規定により第二種のスプリンクラー設備を設けた部分の床面積の二分の一に相当する床面積を除く。以下この号において同じ。）の合計が千五百平方メートルを超える場合は、次に定めるところにより、当該集積場所又は充放電作業場所を床面積の合計千五百平方メートル以内ごとに準耐火構造の壁（特定防火設備（随時開けることができる自動閉鎖のもの又は煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。）を設けた出入口以外の開口部を有しないものに限る。）で区画すること。

イ 特定防火設備の周囲に、幅三メートル以上の空地を保有すること。

ロ 一の区画を形成する特定防火設備のうち、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものを設ける区画にあつては、次の要件を満たすこと。

	(1) 当該特定防火設備の部分の水平投影の長さが当該区画の水平投影の長さの二分の一未満であること。 (2) 一の煙感知器が作動した際に形成されることとなる区画に存する全ての特定防火設備が閉鎖されるよう措置すること。 ハ 区画の各部分から、直接地上に通ずる出入口、地上に通ずる直通階段（連結送水管の放水口を設けたものに限る。）の出入口、バルコニー（水平投影面積が十平方メートル以上で、かつ、形状等が消防活動に支障がないものに限る。）が設けられた開口部（特定防火設備を設けたものに限る。）その他の消防隊による活動の拠点となる場所の開口部までの水平距離が五十メートル以下となるようにすること。 十一 危険物を取り扱うタンクを設ける場合は、その容量の総計を指定数量未満とするともに、当該タンク（屋内にあるものに限る。）の周囲には、第十三条の三第二項第一号の規定の例による囲いを設けること。 十二 第三十五条の三第三項各号に定めるところにより消火設備を設けること。
3	第二十八条の五十四第五号の二イの一般取扱所のうち、次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第十九条第一項において準用する令第九条第一項第一号、第二号、第五号から第九号まで、第十二号及び第十九号の規定は、適用しない。 一 前項第三号から第十二号までの規定の例によること。 二 危険物を取り扱う建築物の見やすい箇所にリチウムイオン蓄電池により貯蔵される危険物を用いた蓄電池を製造し、組み立て、又は充電し、若しくは放電する作業等のために危険物を取り扱う一般取扱所が存する旨を表示すること。 三 一般取扱所は、壁、柱、床、はり、屋根及び階段が不燃材料で造られた建築物に設置すること。 四 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、開口部を有しない耐火構造の床又は出入口（次のイ又はロに掲げる特定防火設備を設けたものに限る。）以外の開口部を有しない耐火構造の壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。 イ 随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備 ロ 煙感知器の作動と連動して閉鎖する特定防火設備で次に掲げる基準に適合するもの (1) 一の特定防火設備の面積は、三十平方メートル以下であること。 (2) 特定防火設備の部分の水平投影の長さが当該区画の水平投影の長さの二分の一未満であること。 (3) 一の区画に特定防火設備を複数設ける場合は、次に掲げる基準に適合するものであること。 (i) 特定防火設備相互間の距離を三メートル以上とすること。

(ii) 一の特定防火設備の作動に係る煙感知器の作動により、区画を形成する全ての特定防火設備が作動すること。

(4) 特定防火設備の周囲に、幅三メートル以上の空地を保有すること。

五 建築物の一般取扱所の用に供する部分以外の部分は、消防法施行令別表第一十二項イ又は十四項に掲げる防火対象物の用途以外の用に供しないもので、次のいずれかに該当するものであること。

イ その管理について権原を有する者が建築物の一般取扱所の用に供する部分の管理について権原を有する者と同じであること。

ロ その管理について権原を有する者と建築物の一般取扱所の用に供する部分の管理について権原を有する者との協議により、火災その他の災害が発生した場合における避難その他防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務に関する事項を定めた文書が作成されていること。

六 建築物の一般取扱所の用に供する部分以外の部分について、消防法施行令第一条の二第二項後段の規定により同令別表第一十二項イ又は十四項に掲げる防火対象物の用途に含まれるものとして取り扱われる部分が、保安対象用途に供されるものである場合は、次のイ及びロによること。

イ 一般取扱所の用に供する部分から保安対象用途に供する部分までの間に、十メートル（保安対象用途が令第九条第一項第一号ロに掲げる建築物等の用途であるときは、三十メートル）以上の距離を保つこと。ただし、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

(1) 指定数量の倍数が三十未満であること。

(2) 一般取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床、はり及び屋根（上階がある場合には、上階の床）を耐火構造とするとともに、出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しない耐火構造（厚さ七十ミリメートル以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有するものに限る。）の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。

ロ 保安対象用途に供する部分からの避難経路は、次の(1)及び(2)によること。

(1) 一般取扱所の用に供する部分を経由せずに地上に通ずる出入口に避難できること。

(2) 一般取扱所の用に供する部分に通ずる開口部が設けられた居室又は廊下、階段その他の避難施設を経由せずに地上に通ずる出入口に避難できること。

4 第二十八条の五十四第五号の二ロの一般取扱所のうち、次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第十九条第一項において準用する令第九条第一項第一号、第二号、第五号から第九号まで、第十一号、第十二号、第十七号及び第十九号の規定は、適用しない。

	一 第二項第一号、第二号及び第六号から第十一号までの規定の例によること。 二 蓄電池は、告示で定める基準に適合するものであること。 三 危険物（蓄電池により貯蔵されるものを除く。）を取り扱う部分は、次によること。 イ 液状の危険物を取り扱う部分の周囲の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備及び当該床の周囲に排水溝を設けること。 ロ 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある部分には、その蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備を設けること。 ハ 電気設備は、電気工作物に係る法令の規定によること。 四 第三十五条の三第四項各号に定めるところにより消火設備を設けること。
5	第二十八条の五十四第五号の二ロの一般取扱所のうち、次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第十九条第一項において準用する令第九条第一項第一号、第二号、第五号から第九号まで、第十一号、第十二号、第十七号及び第十九号の規定は、適用しない。 一 第二項第六号から第十一号まで、第三項第二号、第三号、第五号及び第六号並びに前項第二号から第四号までの規定の例によること。 二 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、開口部を有しない準耐火構造の床又は出入口（第三項第四号イ又はロに掲げる特定防火設備を設けたものに限る。）以外の開口部を有しない準耐火構造の壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。
6	第二十八条の五十四第五号の二ハの一般取扱所のうち、次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第十九条第一項において準用する令第九条第一項第一号、第二号、第五号から第九号まで、第十一号、第十二号、第十七号及び第十九号の規定は、適用しない。 一 第二項第一号、第二号、第六号から第八号まで及び第十号並びに第四項第二号の規定の例によること。 二 充放電作業場所は、蓄電池又は蓄電池の包装材若しくはこん包材以外の可燃物を置かないこととするとともに、次のイからハまでのいずれかに適合するものであること。 イ 充放電設備は、キュービクル式のものとする。 ロ 一の充放電作業場所で同時に充放電作業を行う蓄電池に用いられる危険物の数量の総和を指定数量未満とし、かつ、次の(1)及び(2)を満たすこと。 (1) 充放電作業場所は、次に掲げる基準に適合するものであること。 一 の充放電作業場所の床面積は、二十平方メートル以下とすること。 二 床面から蓄電池の上端までの高さは、一・八メートル以下とすること。 (iii) (ii) (i) 充放電作業場所の周囲に告示で定めるところにより遮蔽板を設けること。ただし、第二項第八号イ(1)の集積場所の規定の例により空地を保有する部分については、この限りでない。

	〔2〕 次のいずれかの措置を講ずること。 (i) 建築物で火災が発生した場合又は蓄電池の温度が過度に上昇した場合 (ii) において、 「火災等の場合」という。) に、充放電設備内の蓄電池を水没させる措置 (ii) 火災等の場合に、耐火性能を有する材料で造られた箱 (蓄電池から発生した可燃性の 蒸気を箱の外部へ安全に放出できる構造を有するものに限る。) の中に充放電設備内の 蓄電池を収納して密閉する措置 (iii) 延焼防止上 (i) 又は (ii) と同等以上の効果があると認められる措置 ハ 蓄電池の充電率を六十パーセント以下に制御し、かつ、充放電作業場所は、第二項第八号 イ又はロに掲げる充電率の区分に応じ、当該各区分に定める要件の例によること。 三 第三十五条の三第五項各号に定めるところにより消火設備を設けること。 7 第二十八条の五十四第五号の二ハの一般取扱所のうち、第二項第六号から第八号まで及び第十 号、第三項第二号、第三号、第五号及び第六号、第四項第二号、第五項第二号並びに第六項第二 号及び第三号の規定の例によるものについては、令第十九条第一項において準用する令第九条第 一項第一号、第二号、第五号から第九号まで、第十一号、第十二号、第十七号及び第十九号の規 定は、適用しない。 (スプリンクラー設備の基準) 第三十二条の三 第二種のスプリンクラー設備の設置の基準は、次のとおりとする。 〔一 略〕 二 開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の放射区域 (一の一斉開放弁によ り同時に放射する区域をいう。以下この条、第三十二条の五、第三十五条の二及び第三十五条 の四において同じ。) は、百五十平方メートル以上 (防護対象物の床面積が百五十平方メート ル未満であるときは、当該床面積) とすること。 〔三 五 略〕 (蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所の消火設備の特例) 第三十五条の二 令第二十條第三項第一号の蓄電池により貯蔵される総務省令で定める危険物は、 第十六条の二の七に規定する危険物とする。 2 蓄電池により貯蔵される前項に規定する危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に係る 令第二十條第三項の規定による同条第一項及び第二項に掲げる基準の特例は、次項及び第四項に 定めるところによる。 〔3 略〕 4 第二項の屋内貯蔵所のうち、第十六条の二の八第三項各号 (当該屋内貯蔵所が建築物の一部に 存する場合にあつては、同条第四項各号) に掲げる基準に適合し、かつ、次の各号に掲げる基準 に適合するものについては、令第二十條第一項各号及び第二項の規定は適用しない。
	(スプリンクラー設備の基準) 第三十二条の三 〔同上〕 〔一 同上〕 二 開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の放射区域 (一の一斉開放弁によ り同時に放射する区域をいう。以下この条、第三十二条の五及び第三十五条の二において同 じ。) は、百五十平方メートル以上 (防護対象物の床面積が百五十平方メートル未満であるこ とは、当該床面積) とすること。 〔三 五 同上〕 (蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所の消火設備の特例) 第三十五条の二 令第二十條第三項の蓄電池により貯蔵される総務省令で定める危険物は、第十六 条の二の七に規定する危険物とする。 2 蓄電池により貯蔵される前項に規定する危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に係る 令第二十條第三項の規定による同条第一項及び第二項に掲げる基準の特例は、次項に定めるところ による。 〔3 同上〕 〔新設〕

一 貯蔵倉庫（建築物の一部に屋内貯蔵所が存する場合は、屋内貯蔵所の用に供する部分）に設備等技術基準の例により、消防用設備等が設置され、及び維持されていること。ただし、第二種のスプリンクラー設備を次号に掲げる基準に適合するように設置した場合（同号に規定する貯蔵場所以外の部分にあつては、当該基準の例により設置した場合）は、設備等技術基準の例にかかわらず、当該スプリンクラー設備の有効範囲内の部分についてスプリンクラー設備以外の消防用設備等（消火設備に限る。）（消防法施行令第十条に規定する消火器具を除く。）を設置しないことができる。

二 第十六条の二の八第三項第八号に規定する貯蔵場所（同号においてその例によるものとされる第二十八条の五十九の二第二項第八号イ又はロに掲げる充電率の区分に応じ、当該同号イ又はロ（①に適合する場合に限る。）に定める要件の例による場合に限る。）（以下この号において「貯蔵場所」という。）に第二種のスプリンクラー設備を次に掲げる基準に適合するように設けること。

イ スプリンクラーヘッドは、床面からの高さが九メートル以下の位置にある天井（天井のない場合にあつては、屋根の下面）に設けること。

ロ スプリンクラー設備の放射能力範囲（開放型スプリンクラーヘッドを設けるものにあつては、放射区域。ハ及びニにおいて同じ。）が貯蔵場所及びその周囲六メートルの範囲を包含するように設けること。ただし、貯蔵場所から六メートル未満となる建築物の壁（出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が準耐火構造である場合にあつては、当該貯蔵場所から当該壁及び柱までの範囲を包含することをもつて足りる。

ハ 水源は、その水量がロの放射能力範囲（当該範囲の床面積が二百三十平方メートル以上となる場合にあつては、床面積二百三十平方メートルの範囲）にニの性能により六十分間（告示で定める要件を満たす場合は、三十分間。ホにおいて同じ。）放水することができる量以上の量となるように設けること。

ニ ロの放射能力範囲内の放水密度が十二ミリメートル毎分以上となる性能のものとするこ

ホ スプリンクラー設備を六十分間以上有効に作動させることができる容量の予備動力源を附置すること。

（危険物を用いた蓄電池を製造し、又は充電し、若しくは放電する作業を専ら行う一般取扱所その他これに類する一般取扱所の消火設備の特例）

第三十五条の三 令第二十条第三項第二号の総務省令で定める一般取扱所は、第二十八条の五十四第五号のニイからハまでに規定する一般取扱所とする。

2 前項の一般取扱所に係る令第二十条第三項の規定による同条第一項及び第二項に掲げる基準の

〔新設〕

特例は、次項から第五項までに定めるところによる。

3| 第二十八条の五十四第五号の二に規定する一般取扱所のうち、第二十八条の五十九の二第二項各号（当該一般取扱所が建築物の一部に存する場合にあつては、同条第三項各号）に掲げる基準に適合し、かつ、次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第二十條第一項各号及び第二項の規定は適用しない。

一 危険物を取り扱う建築物（建築物の一部に一般取扱所が存する場合は、一般取扱所の用に供する部分）のうち、次号ロに掲げる基準に適合するように第三種、第四種及び第五種の消火設備（第三種の消火設備にあつては、火災のとき煙が充滿するおそれのある場所等に設けるものは、移動式以外のものに限る。）を設ける部分以外の部分に設備等技術基準の例により、消防用設備等（消火設備に限る。以下この条において同じ。）が設置され、及び維持されていること。ただし、第二種のスプリンクラー設備を次号イに掲げる基準に適合するように又は次号イに規定する集積場所等以外の部分にあつては当該基準の例により設置した場合は、設備等技術基準の例にかかわらず、当該スプリンクラー設備の有効範囲内の部分についてスプリンクラー設備以外の消防用設備等（消防法施行令第十条に規定する消火器具を除く。）を設置しないことができる。

二 次のイ及びロに掲げる消火設備をそれぞれイ及びロに掲げる基準に適合するように設けること。

イ 第二種のスプリンクラー設備 第二十八条の五十九の二第二項第八号に規定する集積場所（同号イ又はロに掲げる充電率の区分に応じ、当該同号イ又はロ（1）に適合する場合に限る。）に定める要件を満たす場合に限る。）及び同項第九号に規定する充放電作業場所（同号においてその例によるものとされる同条第六項第二号イ又はハ（同条第二項第八号イ又はロに掲げる充電率の区分に応じ、当該同号イ又はロ（1）に適合する場合に限る。）に定める要件の例による場合に限る。）に適合する場合に限る。）（以下この条において「集積場所等」という。）に前条第四項第二号イからホまでに掲げる基準の例により設けること。

ロ 第三種、第四種及び第五種の消火設備（第三種の消火設備にあつては、火災のとき煙が充滿するおそれのある場所等に設けるものは、移動式以外のものに限る。） 第三十二条の四から第三十二条の十一までの規定の例により、次に掲げる部分の火災を有効に消火することができるように設けること。この場合において、第三十二条の五から第三十二条の七までの規定中「防護対象物」とあるのは、「液状の危険物（蓄電池により貯蔵されるものを除く。）を取り扱う設備又は危険物を取り扱うタンク」とする。

- (1) 液状の危険物（蓄電池により貯蔵されるものを除く。）を取り扱う設備及びその周囲
- (2) 危険物を取り扱うタンク及びその周囲

4| 第二十八条の五十四第五号の二に規定する一般取扱所のうち、第二十八条の五十九の二第四

項各号（当該一般取扱所が建築物の一部に存する場合にあつては、同条第五項各号）に掲げる基準に適合し、かつ、次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第二十条第一項各号及び第二項の規定は適用しない。

一 危険物を取り扱う建築物（建築物の一部に一般取扱所が存する場合は、一般取扱所の用に供する部分）のうち、前項第二号ロの規定の例により第三種、第四種及び第五種の消火設備（第三種の消火設備にあつては、火災のとき煙が充滿するおそれのある場所等に設けるものは、移動式以外のものに限る。）を設ける部分以外の部分に設備等技術基準の例により、消防用設備等が設置され、及び維持されていること。ただし、第二種のスプリンクラー設備を次号イに掲げる基準に適合するように又は集積場所等以外の部分にあつては当該基準の例により設置した場合、設備等技術基準の例にかかわらず、当該スプリンクラー設備の有効範囲内の部分についてスプリンクラー設備以外の消防用設備等（消防法施行令第十条に規定する消火器具を除く。）を設置しないことができる。

二 次のイ及びロに掲げる消火設備をそれぞれイ及びロに掲げる基準に適合するように設けること。

イ 第二種のスプリンクラー設備 前項第二号イの規定の例によること。

ロ 第三種、第四種及び第五種の消火設備（第三種の消火設備にあつては、火災のとき煙が充滿するおそれのある場所等に設けるものは、移動式以外のものに限る。） 前項第二号ロの規定の例によること。

5 第二十八条の五十四第五号の二ハに規定する一般取扱所のうち、第二十八条の五十九の二第六項各号に掲げる基準に適合するもの（当該一般取扱所が建築物の一部に存する場合にあつては、第二十八条の五十九の二第二項第六号から第八号まで及び第十号、第三項第二号、第三号、第五号及び第六号、第四項第二号、第五項第二号並びに第六項第二号及び第三号の規定の例によるもの）であり、かつ、次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第二十条第一項各号及び第二項の規定は適用しない。

一 危険物を取り扱う建築物（建築物の一部に一般取扱所が存する場合は、一般取扱所の用に供する部分）に設備等技術基準の例により、消防用設備等が設置され、及び維持されていること。ただし、第二種のスプリンクラー設備を次号に掲げる基準に適合するように又は集積場所等以外の部分にあつては当該基準の例により設置した場合、設備等技術基準の例にかかわらず、当該スプリンクラー設備の有効範囲内の部分についてスプリンクラー設備以外の消防用設備等（消防法施行令第十条に規定する消火器具を除く。）を設置しないことができる。

二 第二種のスプリンクラー設備を第三項第二号イの規定の例により設けること。

（危険物を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の消火設備の特例）

第三十五条の四 令第二十条第三項第三号の総務省令で定める一般取扱所は、第二十八条の五十四

〔新設〕

第九号に規定する一般取扱所とする。

2| 前項の一般取扱所に係る令第二十条第三項の規定による同条第一項及び第二項に掲げる基準の特例は、次項に定めるところによる。

3| 第一項の一般取扱所のうち、蓄電池設備（告示で定める基準に適合するものに限る。）をキュービクル式のものとし、又は告示で定める基準に適合する蓄電池を鋼製の棚（告示で定める基準に適合するものに限る。）若しくはこれと同等以上の性能を有するもの（以下この条において「鋼製の棚等」という。）に収納して設けるとともに、次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第二十条第一項各号及び第二項の規定は適用しない。

一| 一般取扱所が建築物に存するもの（建築物の一部に存するものを除く。）にあつては、当該一般取扱所の見やすい箇所にリチウムイオン蓄電池により貯蔵される危険物を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所である旨を表示し、一般取扱所が建築物の一部に存するものにあつては、当該建築物の見やすい箇所にリチウムイオン蓄電池により貯蔵される危険物を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所が存する旨を表示すること。

二| 次のイ及びロに掲げる消火設備をそれぞれイ及びロに掲げる基準に適合するように設けること。

イ| 第二種のスプリンクラー設備 蓄電池設備の存する部分に、次に掲げる基準に適合するように設けること。

(1)| スプリンクラーヘッドは、床面からの高さが九メートル以下の位置にある天井（天井のない場合にあつては、屋根の下面）に設けること。

(2)| スプリンクラー設備の放射能力範囲（開放型スプリンクラーヘッドを設けるものにあつては、放射区域。(3)及び(4)において同じ。）が蓄電池設備（鋼製の棚等に収納して設ける場合にあつては、鋼製の棚等を含む。以下(2)において同じ。）及びその周囲六メートルの範囲を包含するように設けること。ただし、当該蓄電池設備から六メートル未満となる建築物の壁（出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が準耐火構造である場合にあつては、当該蓄電池設備から当該壁及び柱までの範囲を包含することをもつて足りる。

(3)| 水源は、その水量が(2)の放射能力範囲（当該範囲の床面積が二百三十平方メートル以上となる場合にあつては、床面積二百三十平方メートルの範囲）に(4)の性能により六十分間（告示で定める要件を満たす場合は、三十分間。(5)において同じ。）放水することができる量以上の量となるように設けること。

(4)| (2)の放射能力範囲内の放水密度が十二ミリメートル毎分以上となる性能のものとするこ
と。

(5) スプリンクラー設備を六十分間以上有効に作動させることができる容量の予備動力源を附置すること。 ロ 第四種及び第五種の消火設備 第三十二条の十及び第三十二条の十一の規定の例により設けること。 (危険物以外の物品の貯蔵禁止の例外) 第三十八条の四 令第二十六条第一項第一号ただし書の総務省令で定める場合は、次のとおりとする。 一 屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所において次に掲げる危険物と危険物以外の物品とを貯蔵する場合で、それぞれを取りまとめて貯蔵し、かつ、相互に一メートル以上の間隔を置く場合 〔イ〜ヘ 略〕 ト 第十六条の二の七に規定する危険物〔第三十五条の二第三項第一号又は同条第四項第二号に掲げる基準により第二種のスプリンクラー設備が設置されている屋内貯蔵所において貯蔵するものに限る。〕と危険物に該当しない物品（水又は当該危険物と危険な反応を起こさないものに限る。） 〔二 略〕 (容器に収納しないこと等ができる危険物) 第四十条 令第二十六条第一項第二号ただし書の総務省令で定める危険物は、次に掲げる危険物とする。 一 塊状の硫黄等 二 リチウムイオン蓄電池により貯蔵される第二類又は第四類の危険物のうち、次のいずれかの方法により貯蔵されるもの。 イ 告示で定める基準に適合する蓄電池（第二類又は第四類の危険物を用いたリチウムイオン蓄電池に限る。以下この号において同じ。）を水が浸透する素材で包装し、又はこん包して貯蔵する方法 ロ 告示で定める基準に適合するキュービクル式の設備により貯蔵する方法 ハ 告示で定める基準に適合する蓄電池を次に掲げる基準に適合するように貯蔵する方法 (1) 蓄電池を貯蔵する場所は、第十六条の二の八第三項第八号の規定の例によること。 (2) 蓄電池の充電率は、六十パーセント以下であること。 ニ 告示で定める基準に適合する箱に入れて貯蔵する方法 三 第七十二条第一項に規定する危険物 〔2 略〕 (給油するとき等の基準) 第四十条の三の四 令第二十七条第六項第一号リの総務省令で定めるとき及び同号リの総務省令で	(危険物以外の物品の貯蔵禁止の例外) 第三十八条の四 〔同上〕 一 〔同上〕 〔イ〜ヘ 同上〕 ト 第十六条の二の七に規定する危険物〔第三十五条の二第三項第一号に掲げる基準により第二種のスプリンクラー設備が設置されている屋内貯蔵所において貯蔵するものに限る。〕と危険物に該当しない物品（水又は当該危険物と危険な反応を起こさないものに限る。） 〔二 同上〕 (容器に収納しないこと等ができる危険物) 第四十条 令第二十六条第一項第二号ただし書の総務省令で定める危険物は、塊状の硫黄等及び第七十二条第一項に規定する危険物とする。 〔新設〕 〔新設〕
(給油するとき等の基準) 第四十条の三の四 令第二十七条第六項第一号リの総務省令で定めるとき及び同号チの総務省令で	(危険物以外の物品の貯蔵禁止の例外) 第三十八条の四 〔同上〕 一 〔同上〕 〔イ〜ヘ 同上〕 ト 第十六条の二の七に規定する危険物〔第三十五条の二第三項第一号に掲げる基準により第二種のスプリンクラー設備が設置されている屋内貯蔵所において貯蔵するものに限る。〕と危険物に該当しない物品（水又は当該危険物と危険な反応を起こさないものに限る。） 〔二 同上〕 (容器に収納しないこと等ができる危険物) 第四十条 令第二十六条第一項第二号ただし書の総務省令で定める危険物は、塊状の硫黄等及び第七十二条第一項に規定する危険物とする。 〔新設〕 〔新設〕

定める部分は、次の各号のとおりとする。 「一・二 略」 (運搬容器への収納) 第四十三条の三 令第二十九条第一号の規定により、第四十三条第一項第一号に定める運搬容器への収納は、次のとおりとする。 「一〇六 略」 「2 略」	定める部分は、次の各号のとおりとする。 「一・二 同上」 (運搬容器への収納) 第四十三条の三 「同上」 「一〇六 同上」 「2 同上」 〔新設〕
3 令第二十九条第一号ロの総務省令で定める場合は、第二類又は第四類の危険物を用いたリチウムイオン蓄電池（以下この項において単に「蓄電池」という。）を次のいずれかの方法により運搬する場合とする。 一 告示で定める基準に適合する蓄電池を水が浸透する素材で包装し、若しくはこん包し、又は鋼製の箱に収納し、及び固定して運搬する方法 二 告示で定める基準に適合するキュービクル式の設備により運搬する方法 三 告示で定める基準に適合する箱に入れて運搬する方法 四 告示で定めるところにより運搬する方法	
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

（施行期日）

- 1 この省令は、公布の日の翌日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

- 2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の一部改正）

- 3 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第十号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「第十三条の二の三」を「第十三条の二の四」に改める。

（危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令の一部改正）

- 4 危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（令和六年総務省令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第十三条の二の三」を「第十三条の二の四」に改める。

○総務省告示第百六十一号

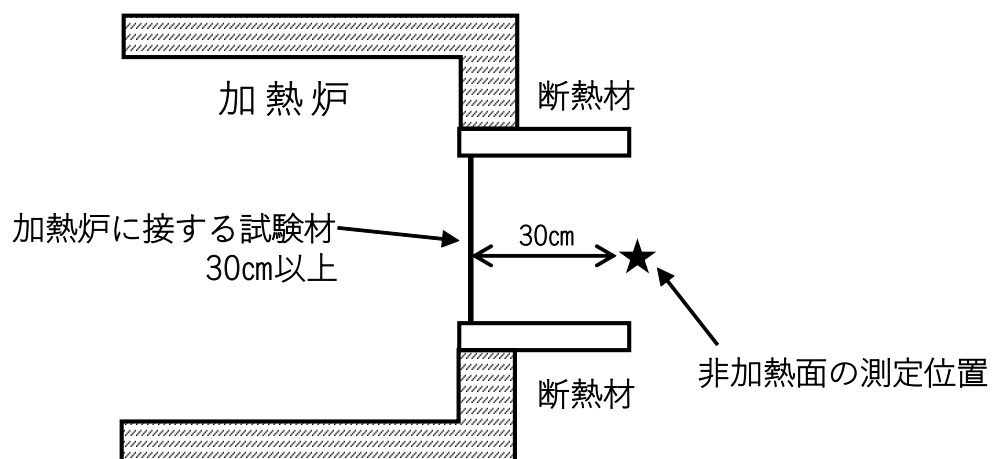
危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第十六条の二の二第一項第一号の二、第十六条の二の八第三項第六号、第二十八条の五十四第五号の二イ、第二十八条の五十九の二第二項第八号ロ（2）（i）、同条第四項第二号及び同条第六項第二号ロ（1）（iii）、第三十五条の二第四項第二号ハ、第三十五条の四第三項、第四十条第一項第二号イからニまで並びに第四十三条の三第三項第一号から第四号までの規定に基づき、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十九年自治省告示第九十九号）の一部を次のように改正する。

令和七年五月十四日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

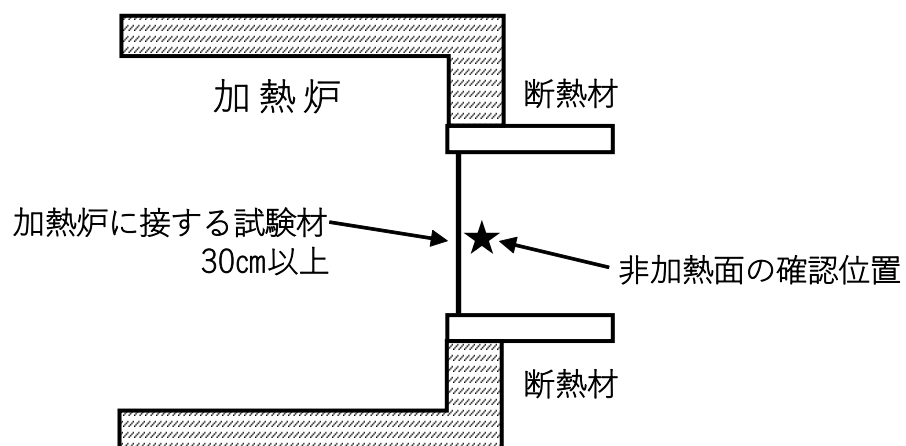
改正後	改正前
〔屋内貯蔵所の架台の基準〕 第四條の二の二 規則第十六條の二の二第一項第一号の二の告示で定める架台は、床に直接設けられ、又は堅固な基礎に固定して設けられたレールに沿つて移動させることができるものであつて、容易に転倒しない構造を有するものとする。 〔蓄電池の基準〕 第四條の二の三 規則第十六條の二の八第三項第六号、第二十八條の五十四第五号の二イ、第二十八條の五十九の二第四項第二号、第三十五條の四第三項、第四十條第一項第二号イ及びハ並びに第四十三條の三第三項第一号の告示で定める基準に適合する蓄電池は、日本産業規格C八七一五―二「産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システム―第一部…安全性要求事項」若しくは日本産業規格C四四四―一「電気エネルギー貯蔵システム―電力システムに接続される電気エネルギー貯蔵システムの安全要求事項―電気化学的システム」に適合するもの又はこれらと同等以上の出火若しくは類焼に対する安全性を有するものであることとする。 〔敷地境界線の外縁に存する施設〕 第四條の二の四 〔略〕 〔遮蔽板の基準〕 第六十八條の二の二 規則第二十八條の五十九の二第二項第八号ロ(2)イ及び同条第六項第二号ロ(1)iiiの告示で定める遮蔽板は、その材料が次の各号に定める耐火試験に合格したもの又はこれと同等以上の性能を有するものとする。 一 耐火試験は次に定めるところにより行うこと。 イ 加熱炉に試験材を次の図のように設置すること。 ロ 加熱炉により、試験材の片面を加熱し、非加熱面での火炎、亀裂その他の損傷の有無を確認するとともに、非加熱面側の温度を測定すること。 ハ 試験材の一辺の長さは、三十センチメートル以上とすること。 ニ 加熱は、炉内の温度の時間経過が次の式で表される数値となるように行うこと。 $T = 345 \log_{10}(8t + 1) + 20$ T は、平均炉内温度(単位:℃) t は、試験の経過時間(単位:分) ホ 非加熱面側の温度は、当該面から三十センチメートル離れた位置で測定すること。	〔新設〕 〔新設〕 〔敷地境界線の外縁に存する施設〕 第四條の二の二 〔同上〕 〔新設〕



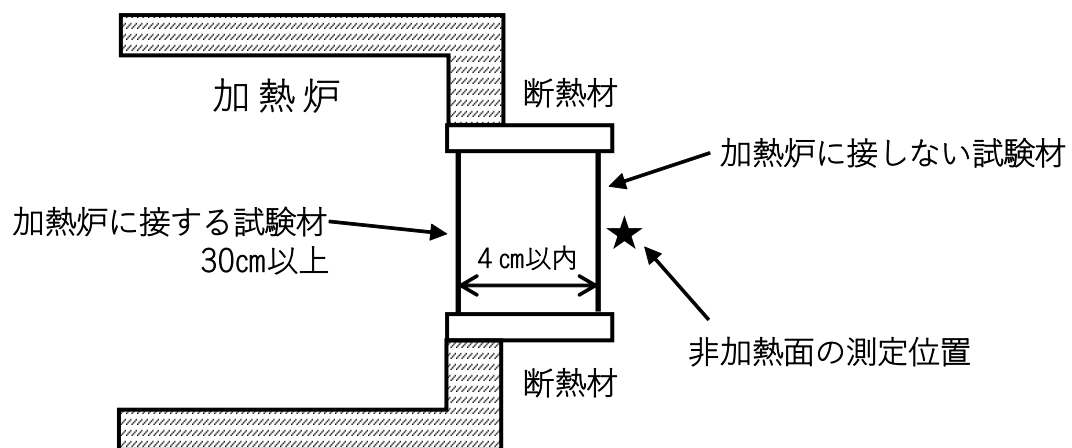
	二 耐火試験の合格の基準は、次のとおりとすること。 イ 試験開始から六十分間、次の(1)から(3)までを満たすこと。 (1) 非加熱面側に十秒を超えて継続する火炎の噴出がないこと。 (2) 非加熱面で十秒を超えて継続する発炎がないこと。 (3) 火炎が通る亀裂その他の損傷を生じないこと。 ロ 試験開始から六十分後における非加熱面側の温度の値が八十度を超えないこと。 2 第一項の遮蔽板は、蓄電池から水平方向及び鉛直方向に五十センチメートル以上離して設置することとする。 3 第一項の遮蔽板は、堅固な床に固定し、又は容易に転倒及び移動しないための措置を講じたものであることとする。 (蓄電池設備の基準) 第六十八条の二の三 規則第二十八条の六十の四第二項及び第五項第四号、第三十五条の四第三項、第四十条第一項第二号ロ並びに第四十三条の三第三項第二号の告示で定める基準は、日本産業規格C八七五―二「産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システム―第二部…安全性要求事項」若しくは日本産業規格C四四四―一「電気エネルギー貯蔵システム―電力システムに接続される電気エネルギー貯蔵システムの安全要求事項―電気化学的システム」に適合するもの又はこれらと同等以上の出火若しくは類焼に対する安全性を有するものであることとする。 (スプリンクラー設備の水源の特例) 第六十八条の二の四 規則第三十五条の二第四項第二号ハ及び第三十五条の四第三項第二号イ(3)の告示で定める要件は、次のとおりとする。 一 スプリンクラー設備の送水口は、消防ポンプ自動車が容易に接近できる位置に設けること。 二 スプリンクラー設備の送水口から百メートル以内の距離に消防用水、消火栓又は消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)第三十四条の二の指定消防水利が存し、当該スプリンクラー設備が放射能力範囲(開放型スプリンクラーヘッドを設けるものにあつては、放射区域)を三十分間放水することができ、以上の量の水源が確保されること。 (蓄電池設備を収納する鋼製の棚の基準) 第六十八条の二の五 規則第三十五条の四第三項の告示で定める基準に適合する鋼製の棚は、高さ二・四メートル以下であり、かつ、次の要件を満たすこと。 一 棚に設ける蓄電池の容量が百二十キロワット時を超える場合は、当該蓄電池を百二十キロワット時以下ごとに鋼製の板で仕切ること。 二 棚は、幅二・二メートル以下ごとに、厚さ〇・九ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の耐火性能を有する材料で遮蔽すること。 三 棚の周囲には、前号により遮蔽する場合又は蓄電池設備の機能を維持するために必要な設備
--	---

	(蓄電池設備の基準) 第六十八条の二の二 規則第二十八条の六十の四第二項及び規則第二十八条の六十の四第五項第四号の告示で定める基準は、日本産業規格C八七五―二「産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システム―第二部…安全性要求事項」若しくは日本産業規格C四四四―一「電気エネルギー貯蔵システム―電力システムに接続される電気エネルギー貯蔵システムの安全要求事項―電気化学的システム」に適合するもの又はこれらと同等以上の出火若しくは類焼に対する安全性を有するものであることとする。 〔新設〕 〔新設〕
--	--

(不燃材料又は難燃処理を施した材料で造つたものに限る。)を設ける場合を除き、一・二メートル以上の幅の空地を保有すること。 (容器の特例) 第六十八条の二の六 「略」 (容器に収納しないこと等ができる蓄電池を貯蔵する箱の基準) 第六十八条の二の七 規則第四十条第一項第二号ニの告示で定める基準に適合する箱は、次のとおりとする。 一 箱は次に掲げる基準に適合すること又はこれと同等以上の性能を有するものとする。 イ 箱の材料は次に定める耐火試験に合格するものであること。 耐火試験は、第一試験及び第二試験により行うこと。 (2)【1】 第一試験は、次に定めるところにより行うこと。 加熱炉に試験材を次の図のように設置すること。 (ii)【i】 加熱炉により、一枚の試験材の片面を加熱し、非加熱面での火炎、亀裂その他の損傷の有無を確認すること。 試験材の一辺の長さは、三十センチメートル以上とすること。 (iv)【iii】 加熱は、炉内の温度の時間経過が次の式で表される数値となるように行うこと。 $T = 346 \log_{10}(8t + 1) + 20$ Tは、平均炉内温度(単位℃) tは、試験の経過時間(単位分)	(容器の特例) 第六十八条の二の三 「同上」 【新設】
--	--



(v)(iv)	(iii)(ii)(i)	(3)
加熱は、(2)(iv)の規定の例により行うこと。	面の温度を測定すること。	第二試験は、次に定めるところにより行うこと。
	試験材の片面を加熱し、加熱炉に接しない試験材における非加熱面の温度を測定すること。	加熱炉に二枚の試験材を次の図のように設置すること。
	試験材の片面を加熱し、加熱炉に接しない試験材における非加熱面の温度を測定すること。	試験材の間隔は四センチメートル以内とすること。
	試験材の片面を加熱し、加熱炉に接しない試験材における非加熱面の温度を測定すること。	加熱炉により、一の試験材の片面を加熱し、加熱炉に接しない試験材における非加熱面の温度を測定すること。
	試験材の片面を加熱し、加熱炉に接しない試験材における非加熱面の温度を測定すること。	加熱炉により、一の試験材の片面を加熱し、加熱炉に接しない試験材における非加熱面の温度を測定すること。



(運搬容器への収納を要さない危険物を収納する箱の基準) 第六十八條の六の六 規則第四十三條の三第三項第三号の告示で定める基準に適合する箱は、第六十八條の二の七第一号及び第二号の規定の例によるほか、次のとおりとする。 一 運搬時に加わる衝撃に対し、十分な強度を有するものであること。 二 箱の最大積載高さは、三メートル以下とすること。 (運搬容器への収納を要さない危険物を運搬する方法) 第六十八條の六の七 規則第四十三條の三第三項第四号の告示で定めるところにより運搬する方法は、試験又は研究に用いられるリチウムイオン蓄電池を保安上支障がない方法により運搬するものであることとする。 (機械により荷役する構造を有する運搬容器の表示) 第六十八條の六の八 「略」	〔新設〕 〔新設〕 (機械により荷役する構造を有する運搬容器の表示) 第六十八條の六の六 「同上」
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この告示は、公布の日の翌日から施行する。